



10月から国民年金保険料の 育児免除制度が始まります

令和8年10月から、1歳未満の子を養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満で自営業等の人)の国民年金保険料が免除される制度が始まります(要申請)。免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◎対象 令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子(※)を養育する国民年金第1号被保険者である実父母・養父母で、以下の要件をすべて満たしている人

①子と親子関係が継続していること ②子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

対象者	免除期間
実母	産前産後免除が承認されている期間から引き続き、子が1歳になる誕生日の前月まで
実父または養父母	子を養育することとなった日の属する月から、子が1歳になる誕生日の前月まで
令和8年10月1日より前から子を養育しており、10月1日時点で1歳未満の子を養育している人	令和8年10月1日以降、子が1歳になる誕生日の前月まで

◎申請方法 国民年金 育児免除該当届を提出(マイナンバーまたは基礎年金番号を確認できる書類が必要。マイナポータルを利用した電子申請でも手続き可)

◎申請場所 保険年金課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

☎ 保険年金課 (☎ 82-1178)



広聴活動くあなたの声を生かしますく

市民のみなさんからいただいた声(意見・提案等)は、業務改善のヒントとなる貴重な情報です。いただいた声に対しては、迅速に対応し、市政運営の参考とさせていただきます。文書またはメールで受付・回答したものは、市ホームページに個人を特定できないようにしたうえで原則公表します。個人・団体等を誹謗・中傷するもの、公序良俗に反するもの、公表してほしくない旨の申出があったもの、市情報公開条例による非公開情報に当てはまるもの等は公表を差し控えます。

■声を届ける方法

●提言箱 市内22か所に設置している「提言箱」に投函

【設置場所】 市役所、山陽総合事務所、公園通出張所、地域交流センター(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆・厚陽・出合・埴生)、津布田会館、中央図書館、厚狭図書館、市民館、市民体育館、不二輸送機ホール、青年の家、市民病院、労働会館、石丸総合館

●手紙 〒756-8601 山陽小野田市役所「生活安全課」宛に送付

●ホームページ 市ホームページのトップページにある「わたしの提案(ご意見・ご要望)」から送信

●メール mail@city.sanyo-onoda.lg.jp ●電話 生活安全課

※文書の書式は問いません。回答を希望する人は、住所、氏名等を明記してください。



☎ 生活安全課 (☎ 82-1133)